

分野4：北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

中期目標：

北方領土問題を始めとする日露間の課題の解決に向け、日露両政府間の意思疎通を適切に実施する。ロシアによるウクライナ侵略に対してG7を含む国際社会と連携した対応を維持しつつ、日露間の経済関係を適切にマネージする。文化・人的交流に関する取組を適切な範囲で実施する。

過去3年度（令和5～7年度）の主な成果	課題及び今後の方向性
1【政府間対話に関する取組】 - ロシアによるウクライナ侵略により、日露関係が引き続き厳しい状況にある中でも、日頃から、東京・モスクワ双方において、事務レベルでの意思疎通を行った。 - 令和6年6月、9月に日露局長協議を実施し、ウクライナ侵略に対する日本側の立場を伝達すると共に、北方墓参（元島民及びその家族による墓参のための訪問）、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく操業の早期再開を強く働きかけた。	1【政府間対話に関する取組】 - 日露間には、隣国として解決しなければならない懸案事項が山積しており、引き続きロシア側との間で必要な意思疎通を行っている。 - 日露関係が厳しい中でも、情勢を注視しつつ、政府ハイレベルを含めた対話を追求する。
2【北方領土問題に関する取組】 - ロシア側の措置により、引き続き、平和条約交渉・四島交流等事業に係る具体的施策を推進することが困難な状況であった。そうした状況の中、北方墓参を始めとする四島交流等事業の再開を日露関係の最優先事項の一つと位置づけ、ロシア側に対して、様々な機会を捉えて再開を強く求めた。 - 北方四島の元島民や北方領土隣接地域の関係者との意見交換、広報資料「われらの北方領土」の作成、啓発活動など、北方領土問題解決のための環境整備を進めた。	2【北方領土問題に関する取組】 - 北方四島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという日本政府の方針の下、北方領土問題の解決に向けた環境整備に資する活動を引き続き実施していく。 - 日露関係における最優先事項の一つである四島交流等事業の再開については、御高齢となられた元島民の方々の切実な思いを踏まえ、特に北方墓参に重点を置き、早期の再開をロシア側に粘り強く求めていく。
3【貿易経済分野における取組】 対露制裁について、G7を含む国際社会と連携し、個人・団体などに対する制裁、銀行の資産凍結などの金融分野での制裁、輸出入禁止、第三国の団体や船舶に対する制裁の回避・迂回を阻止するための制裁などの様々な措置を、累次にわたり実施した。	3【貿易経済分野における取組】 対露制裁については、引き続き、G7を始めとする国際社会と連携しつつ、ウクライナの公正かつ持続的な平和を実現するために何が効果的か、日本の国益にとって何が必要かといった点を総合的に判断しながら、適切に対応していく。

分野4：北方領土問題を含む対ロシア外交における取組

過去3年度（令和5～7年度）の主な成果

- ロシアで活動が続けており、引き続き送金、輸送、移動などの手段が制約される日本企業に対し、主に在外公館を通じて必要な支援を実施した。

4【防衛・治安分野における取組】

- 必要とされる際に、日露両政府間で意思疎通を行った。
- 海洋における安全の問題などについては、ウクライナ侵略以降も、適切な範囲で協力を続けている。

5【文化・人的交流に関する取組】

- ロシアによるウクライナ侵略以降も、ロシア市民との接点を維持し、日本や世界に関する理解を促進する観点から、日露青年交流事業、日露草の根交流事業などを実施した。
- ロシアに対する危険情報を一部改定し、真にやむを得ない事情がある場合には、一定の条件の下、渡航・滞在を妨げないこととした。

課題及び今後の方向性

- 引き続き、日本企業に対して、制約されている送金、輸送、移動などの手段に関して、必要な支援を実施していく。

4【防衛・治安分野における取組】

- 引き続き、防衛・治安分野における必要な意思疎通を続けていく。

5【文化・人的交流に関する取組】

- 引き続き、ロシア市民との接点を維持し、日本や世界に関する理解を促進するため、適切な範囲で文化・人的交流に関する取組を継続する。

参考：

- ・ 外交青書（第2章第6節：[令和6年版](#)、[令和7年版](#)、[令和8年版](#)）
- ・ [ロシア](#)
- ・ [日本の領土をめぐる情勢：北方領土問題とは？](#)
- ・ [ロシア危険情報の改定](#)（令和7年9月12日）
- ・ 広報資料「[われらの北方領土](#)」2025年度版（[本編](#)・[資料編](#)）